

第8回教育委員会会議録

- 1 日 時 平成30年8月22日(水) 開 会：13時30分
閉 会：14時10分
- 2 場 所 周南市岐山通1丁目1番地
周南市役所 2F共用会議室G
- 3 出席委員 中馬好行教育長 池永博委員 松田敬子委員 大野泰生委員 片山研治委員
- 4 説明のため 教育部長 教育政策課長 生涯学習課長 学校教育課長 人権教育課長
出席した者 学校給食課長 中央図書館長 新南陽総合出張所次長 熊毛総合出張所副主任
鹿野総合出張所次長
- 5 書 記 教育政策課課長補佐、教育政策担当係長
- 6 議事日程等

日程順位	件 名
1	会議録署名委員の指名について
2	報告第19号 学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱について
3	報告第20号 平成30年度周南市一般会計補正予算要求について
4	議案第34号 平成30年度周南市一般会計補正予算要求について
5	議案第35号 周南市立小学校条例等の一部を改正する条例制定について

- 7 委員会協議会 (1) 9月の教育委員会の共催及び後援大会等一覧について
(報告者：教育政策課→生涯学習課→学校教育課)
- (2) ・中央図書館の耐震化工事に伴う休館について
・中央図書館の空調機器の不具合について
(報告者：中央図書館長)

1	会議録署名委員の指名について
---	----------------

教育長

ただ今から「平成30年第8回教育委員会定例会」を開催いたします。

それでは、議事日程に従いまして、進めてまいります。

日程第1、「会議録署名委員の指名について」ですが、本日の会議録署名委員は、池永委員さんと大野委員さんをお願いいたします。

2	報告第19号 学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱について
---	-----------------------------

教育長

続いて日程第2、報告第19号「学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。

この件につきまして、学校教育課から説明をお願いいたします。

教育政策課長

1ページ、報告第19号「周南市学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱について」につきまして報告いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項に基づくものでございます。

2ページにお示ししておりますとおり、この度、今宿小学校において学校運営協議会委員の交代がございましたので報告させていただきます。

学校運営協議会委員につきましては、5月の教育委員会定例会において委員の委嘱を報告させていただき、任期は、周南市学校運営協議会規則第5条により平成30年4月1日から平成32年3月31日までの2年間としておりました。同第4条第3項により、委員の辞任等により欠員が生じたときには、教育委員会は新たな委員を任命することができるとされておりまして、この度新たに委嘱するものです。

なお、任期につきましては、学校運営協議会規則第5条により、「新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。」となっておりますことから、任期は、平成30年7月30日から平成32年3月31日までとなります。

以上で報告を終わります。

教育長

この件につきましてご質問ありませんか。よろしいでしょうか。

それでは、報告第19号を承認いたします。

3	報告第20号 平成30年度周南市一般会計補正予算要求について
---	--------------------------------

教育長

続きまして日程第3、報告第20号「平成30年度周南市一般会計補正予算要求について」を議題といたします。

この件につきましては、生涯学習課から説明をお願いいたします。

生涯学習課長

それでは、報告第20号、「平成30年度周南市一般会計補正予算要求について」のご説明をいたします。

議案書は、3ページから5ページをご覧ください。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項によるものでございます。

この補正予算は、特別天然記念物「八代のツル及びその渡来地」の指定地内に位置し、ツルが毎年使用しているねぐら2箇所において発生した、7月豪雨による土砂災害の復旧工事のなかでも、特に緊急度の高いものに着手するために所要の補正を行うものであり、地方自治法第179条第1項に基づき、平成30年7月30日に専決処分を行ったものです。

山あいの棚田を利用した当該2箇所のねぐらは、周囲^{のりめん}法面の崩落や水路上流からの土石流による大量の土砂の流入により、作業道の閉塞、ねぐら部への給水路埋没、ねぐら部本体への土砂流入、害獣等の侵入を防止するフェンスの損壊等が発生したところです。

特に、作業道の閉塞及び給水路の埋没が発生したねぐらにつきましては、作業車両の通行ができず、ねぐらの維持管理に著しい支障をきたしており、また、ねぐら部への給水、水張りができないため、ねぐらとしての機能を失っている状態にあります。

こうしたことから、ツルのねぐらの機能回復について、文化庁や県と協議を行うなかで、ねぐらとしての基本的な機能を回復することの重要性と緊急性、それに対する国の補助の必要性についてご理解をいただいたところであり、流入した土砂を撤去し、作業道の通行及びねぐら部への給水を確保する工事について、「災害復旧に係る交付決定前事前着工」として取り扱うことの了解を得て、その届出をしたところです。

文化庁において同届の受付が完了した後に、早急に工事に着手したいと考えておりますので、これに要する経費として、5ページにございますように、歳出として工事請負費の300万円を計上しております。

また、この災害復旧工事は、国の補助事業として実施いたしますので、前のページになりますが、4ページにございますように、歳入の国庫支出金の文教施設災害復旧費負担金として、工事費に係る歳出の7割である210万円を計上しております。

以上で説明を終わります。

教育長

はい、この件につきましてご質問ございませんか。

大野委員

工事については、ツルが来るまでには間に合わせるという方向で考えているということですか。

生涯学習課長

10月の中旬頃までには完了する予定です。

教育長

その他、ご質問ございませんか、よろしいでしょうか。

それでは、報告第20号を承認いたします。

教育長

続きまして日程第4、議案第34号「平成30年度周南市一般会計補正予算要求について」を議題といたします。

この件につきましては、各課からそれぞれ説明をお願いいたします。

最初に、教育政策課からお願いします。

教育政策課長

教育政策課でございます。

それでは、議案第34号、平成30年度一般会計補正予算要求につきまして、本課にかかるものについてご説明いたします。

説明前ではございますが、本日正誤表を配付させていただいております。議案書9ページをまずご覧ください。

歳出予算におきまして、教育費の小学校費及び中学校費の説明の欄に訂正がございました。誠に申し訳ありませんが、訂正のほどよろしくをお願いいたします。

それでは、改めまして説明に移らせていただきます。議案書の6ページから9ページ並びに11ページをご覧ください。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第19号によるものでございます。

この度の補正予算は、平成30年6月に発生いたしました大阪北部を震源とする地震により、学校施設のブロック塀が倒壊し、これに起因した痛ましい事故発生の報に接し、市内学校施設に設置してあるブロック塀の緊急点検を実施した結果、速やかに対応すべき箇所に係る改修に要する経費等を補正予算として計上するものでございます。

恐れ入りますが、9ページをご覧ください。

まず、歳出予算につきまして、教育費、小学校費、小学校建設費、工事請負費の6千334万8千円の追加補正でございますが、これは、周陽、徳山、岐山、秋月、戸田、夜市、菊川の各小学校に設置してあるブロック塀の改修に要する経費でございます。

つづきまして、「款：教育費」、「項：中学校費」、「目：中学校建設費」、「節：工事請負費」の3千905万4千円の追加補正でございますが、これは、周陽中学校に設置してあるブロック塀の改修に要する経費として、3千503万6千円、熊毛中学校教室棟北側パラペットの撤去等に要する経費として401万8千円を計上しております。

次に、歳入予算についてご説明いたします。

ページ戻って8ページをご覧ください。

まず、「款：国庫支出金」、「項：国庫補助金」、「目：教育費国庫補助金」、「節：小学校費補助金」の2千111万6千円並びに「節：中学校費補助金」1千167万8千円の追加でございしますが、これらは、先ほど歳出予算の説明の際申しあげました、各学校のブロック塀改修に要する経費に充当するもので、事業費の3分の1を見込んでおります。

次に、「款：市債」、「項：市債」、「目：教育債」、「節：小学校債」3千160万円並びに「節：中学校債」1千750万円の追加でございしますが、これらは、各学校のブロック塀改修に要する経費から国庫支出金を差し引いた経費に充当するもので、充当率は75%を見込んでおります。

これに伴いまして、11ページにお示ししておりますとおり、地方債の補正として、小学校施設整備事業の限度額を5千900万円に、また、中学校施設整備事業の限度額を2億8千570万円に、それぞれ増額変更しております。

以上で説明を終わります。

生涯学習課長

それでは、議案第34号のうち、生涯学習課に係るものについてご説明いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第19号によるものでございます。

議案書の9ページをご覧ください。

歳出の中ほどにございます、「款：教育費」「項：社会教育費」「目：文化財保護費」の「節：負担金及び交付金」に300万円の補正をいたしております。

これは、市指定文化財である「福川本陣跡」の江戸時代から伝わる「門」において発生した、7月豪雨による、屋根瓦の一部損壊について、所有者が行われる修繕に対して、「周南市文化財保護条例」に基づき交付する補助金について補正を行うものです。

「福川本陣跡」の「門」の屋根部分につきましては、大量の雨により、棟瓦部分、天辺部分に重ねてある瓦ですが、こちらの一部が損壊しているところです。

現在は、応急措置として、歩行者の安全確保ですとか、崩れ落ちた瓦や土の撤去等を行っているところです。そして、ブルーシートを全体的にはっているところですが、所有者による修繕が完了した後に、速やかに所要の手続きを行い、補助金の交付を行うことといたします。

次に、歳出の下の方でございます、「款：災害復旧費」「項：文教施設災害復旧費」「目：社会教育施設災害復旧費」の工事請負費に350万円の増額補正をいたしております。

こちらは、特別天然記念物「八代のツル及びその渡来地」指定地内に位置し、ツルが毎年使用しているねぐら2箇所において発生した、7月豪雨による土砂災害の復旧工事に要する経費について補正を行うものです。

当該2箇所のねぐらは、大量の土砂の流入により、作業道の閉塞、給水路埋没、ねぐら部への土砂流入、害獣等の侵入を防止するフェンスの損壊等が発生したところです。

特に緊急度の高い、工事に要する補正予算については、先ほど、報告第20号において説明いたしましたとおり、専決処分を行いました。

今回の補正予算は、ねぐら部本体への土砂流入や害獣等の侵入を防止するフェンス損壊等の復旧工事に要する経費として、350万円を増額するものです。

これは、当初は、「災害復旧に係る交付決定前事前着工」の対象は、ツルのねぐらとしての基本的な機能の復旧を目的とする工事とする取り扱いでしたが、文化庁や県と協議を進める中で、ツル渡来時期までに実施可能な復旧工事についても重要であるとのご理解のもと、これらについても事前着工の申請を認めていただいたことによるものです。専決処分により計上いたしましたものと合わせ、補正後の予算額は650万円となります。

また、この災害復旧工事は、国の補助事業として実施いたしますので、ページが前後しますが、8ページの中ほどにございますように、歳入、「款：国庫支出金」、「項：国庫負担金」、「目：災害復旧費国庫負担金」に「節：文教施設災害復旧費負担金」として、工事費に係る歳出の7割である245万円を計上しております。

以上で説明を終わります。

教育長

次に学校給食課、お願いします。

学校給食課長

学校給食課所管分の補正予算についてご説明いたします。

議案書9ページをお願いいたします。

「款：教育費」の一番下の欄の「項：保健体育費」、「目：学校給食費」における修繕料350万円の増額補正でございます。

学校給食課では、学校給食センター7施設を維持管理しているところでございますが、本年度は年度初めから、食器乾燥機や揚げ物器などの調理機器の不具合や、7月豪雨により、老朽化の著しい新南陽学校給食センターの雨漏りなど、施設修繕が相次いでおります。

今後とも年度末にかけて、各センターで修繕の発生が想定され、予算不足が見込まれることから、この度の補正予算におきまして、修繕料について、当初予算額210万円に、補正額350万円を増額して、補正後560万円とし、学校給食センターを適切に維持管理していくためのものがございます。

次に10ページをお願いいたします。

「熊毛学校給食センター調理配送業務委託料」に係る債務負担行為補正でございます。

現在、「熊毛学校給食センター」につきましては、平成26年度から平成30年度までの5年間の調理配送業務を民間事業者へ委託しているところですが、この契約期間が今年度末をもって満了するため、平成31年度以降の新たな契約を締結する必要があることから、「債務負担行為」を追加設定するものがございます。

期間につきましては、平成30年度から平成35年度までとしておりますが、このうち、平成30年度は契約準備行為期間とし、業務委託期間は平成31年度から平成35年度までの5年間でございます。

なお、契約金額は、総額2億5,890万9千円を限度額とし、今後につきましては、9月補正予算成立後、条件付き一般競争入札方式により、業者の選定をする予定といたしております。

以上でございます。

教育長

次に中央図書館、お願いします。

中央図書館長

それでは、図書館に関する補正予算についてご説明いたします。

議案書の9ページをご覧ください。

歳出予算をご説明いたします。

中段の「款：教育費」、「項：社会教育費」、「目：図書館費」の2,000千円の増額につきましては、資料購入費として徳山駅前図書館の指定管理料を補正するものがございます。

この資料購入費の増額の経緯についてご説明いたします。

ご存知のとおり、本年2月3日に開館いたしました徳山駅前図書館につきましては、お陰様で予想を大幅に上回る利用者の皆様にご来館いただいております。

去る7月27日には、賑わい交流施設の来館者が100万人を突破したということで、記念のセレモニーも開催させていただいたところでございます。

当初10万点所蔵できる書架に全て新刊の約6万点を排架し、スタートいたしましたが、開館以来、このように多くの皆様にご利用いただくことで、貸出数が激増し、書架に並んでいる

資料が非常に少なくなり、空きが目立つ棚が増えてまいりました。

その要因といたしましては、利用者が予想以上に多かったことはもちろんですが、既存の図書館で、一人当たりの貸出可能数15点のうち、購入後、2か月経っていない新刊の貸出は5点までとしているところを、徳山駅前図書館は、全てが新刊のため、開館時の資料については新刊扱いとせず、1人当たり15点まで貸出可能といたしました。

こうしたことから、特に、キッズライブラリーにおける絵本については、貸出可能な本がほとんどない状態となりましたので、急遽、充分に余裕のある中央図書館所蔵の中から約700点の絵本等を選書し、キッズライブラリーに一時的に貸出をし、急場をしのいだところでございます。

その後、8月3日には、昨年度ふるさと周南応援寄附金として石川ご夫妻からいただきました1,000万円のご寄附をもとに、約1,600点の児童書等の整備を行い、中央図書館から一時的に貸出しておりました絵本等は返却したところでございます。

また、一般書につきましても、大変人気の高いライフスタイルジャンルを中心に選書したこともあり、文庫本、住まい、旅行、美容、料理などのジャンルの貸出が多くあり、書架に空きが目立つ状態になりました。しかしながら、これらのジャンルについては、中央図書館よりも駅前図書館の方が量的にも多く所蔵しており、質的にも最新のものを取り揃えておくことから絵本のように中央図書館から一時的に貸出しすることができませんでした。

そこで、急遽、約1,500点、金額にして約200万円分を選書し、整備いたしました。つきましては、この200万円の資料購入費について、徳山駅前図書館の指定管理料として補正するものでございます。

なお、財源につきましては、すべて一般財源となります。

図書館の所管事務に係る補正予算説明につきましては、以上でございます。

よろしく願いいたします。

教育長

はい、ありがとうございました。それでは、ご質問ございませんか。

片山委員

生涯学習課の担当であった「福川本陣跡」の屋根の修理ですが、この修理そのものは総経費でいくらぐらいかかったのでしょうか。

生涯学習課長

先ほど申し上げましたとおり、応急的に養生をしております。個人の所有物ではございますが、文化財ですので、その貴重性をご理解いただいて、修繕していただく方向でお話ししているところでございます。予算ですが、見積になります。全体をはぐってみないとわからないところもありますが、表層上といいますか、応急処置の場合で総額約140万円。全体的にできる限りきれいな状態にする場合は約400万円ということです。補助であればその半額ということになりますが、先ほども申し上げましたように、表からみたものですから、実際にははぐってみたらもっとかかるということもありますので、その部分も少しみて300万円という数字にしているところです。

池永委員

10ページの給食センターの件です。熊毛学校給食センターは5年間の契約で、他のセンターはそうでないのか。およその金額は5年間でこれぐらいのところも、2億5千8百90万9千ぐらいの契約金額なのか。校数や距離も違うので同じではないと思うのですが、そのあたりわかれ

ば教えていただきたい。

学校給食課長

先ほど、給食センターは市内7カ所あると申しました。そのうち、今回の熊毛学校給食センター、他に栗屋学校給食センター、住吉学校給食センター、高尾学校給食センター、それと新南陽学校給食センターの5箇所が民間委託で実施しております。したがって、残りの徳山西学校給食センターと鹿野学校給食センターは市の直営で給食業務を行っているところでございます。民間委託ということにかかる諸費用ではございますが、この委託料の内訳としてはほぼ全てが調理員・配送員等の人件費でございます。備品、光熱水費、あるいはゴミの処分費等は委託といえども市の経費で運営しております。先ほど申しましたように、この委託料に係る経費というのは、民間委託しているセンターがほとんどが人件費ということでございまして、現在、熊毛学校給食センターにおきましては、管理者含めて22名のスタッフで調理・配送をお願いしているところでございますが、これに係る人件費ということで、民間委託しているセンターは同じ仕様になっておりますので、この規模であれば、概算的にはこの度お示しした限度額2億5千万程度で運営しているところでございます。

期間につきましても、現在、委託しているところにつきましては、5年間ということを仕様で定めているところでございます。

教育部長

少し、補足と訂正をさせていただきます。

新南陽学校給食センターですが、以前からご報告いたしておりますように、西部地区の学校給食センターが現在建設中です。こちらは平成32年4月から供用開始するという形にしておりますので、新南陽学校給食センターに関しましては5年という契約ではなくて平成31年度末までの契約とさせていただいておりますので、3年間の業務委託契約となっております。その他は基本の5年間ということをお願いしているところです。

教育長

ですから、平成30年度というところで切り替えていくのは熊毛学校給食センターだけです。

教育部長

センターの供用開始が違いますので、それから5年間のスパンが各センターでずれてきているということになっています。

大野委員

先ほど図書館の話の中で、絵本の貸出しができないくらい図書が無くなっているという時期があったと言われていましたが、それだけ貸出率が高いということでしょうか。

中央図書館長

そうです。全部新刊でもあり、絵本読むなら新刊の方が良いということで、中央図書館の古い絵本よりも駅前図書館の新刊を求められるようです。また、絵本というのはすぐに読めますので、15点借りていく方が多いわけです。そうすると、何人か借りて帰られると在庫がなくなるという、そのような状態が続いたということで急遽、中央図書館から700点ほど持って行って、急場をしのいだという状況でございます。現在は、石川ご夫妻から頂いたご寄付で図書を補充いたしましたが、この本につきましてもかなり借りられており、うれしい悲鳴という状況でございます。

池永委員

中央図書館から来た絵本は、あまり人気が無いわけですか。

中央図書館長

当然、持って行った本も借りられています。

教育長

その他、ご質問ございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第34号を決定いたします。

5	議案第35号 周南市立小学校条例等の一部を改正する条例制定について
---	-----------------------------------

教育長

続きまして日程第5、議案第35号「周南市立小学校条例等の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

この件につきましては、教育政策課から説明をお願いいたします。

教育政策課課長

それでは、議案第35号「周南市立小学校条例等の一部を改正する条例制定について」ご説明いたします。議案書12ページをご覧ください。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第19号によるものでございます。

山口県では明治以来、宅地などの耕地に1番から順に地番、いわゆる「耕地番」が付されておりますが、山林などの山間地にも同様に1番から順に地番、いわゆる「山地番」が付されております。

そのため、同じ大字（地番区域）内の耕地と山間地に同一地番がある「重複地番」が多く存在し、トラブルが発生していることから、山口地方法務局において、不動産に関する権利を保全し、安全・円滑に取り引きできるようにするため、原則として現行の山地番にそれぞれ10,000番を加算する方法による山地番の地番変更を、本年5月から順次進められ、この度、周南市内の作業が完了されたところでございます。

以上のことから、教育委員会に係る条例のうち、周南市立小学校条例、周南市立中学校条例、周南市立幼稚園条例、周南市立学校給食センター条例の各条例については、この度の山口地方法務局による措置に伴い、条例中に規定されている施設の地番変更が必要となりましたことから、一部、地番の整理による住所変更も併せて所要の改正を行うものです。

なお、具体的な改正箇所及び新旧対照表を14ページから21ページに掲載しておりますのでご覧ください。

以上で説明を終わります。

教育長

はい、この件につきましてご質問ございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第35号を決定いたします。

教育長

その他、何かございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で、平成30年第8回教育委員会定例会を終了いたします。

署名委員

池永 博 委員 _____

大野 泰生 委員 _____